

平成30年8月6日

平成29年度省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の 生産性革命促進事業における省エネ診断委託業務仕様書

「平成29年度省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業における省エネ診断」に関する業務委託契約書の第3条に規定する業務の内容に係る仕様書を、以下の通り定める。

1. 業務概要

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）は、S I Iに申請された省エネ診断実施機関に所属し、S I Iが実施する研修又はeラーニングを受講した専門家を省エネに関する専門家として派遣する。

省エネ診断実施機関は、平成29年度省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業において省エネルギー型設備等を導入した補助事業者のうち、S I Iが診断依頼を行った補助事業者に対し、エネルギー使用状況等に関する定量的な分析・診断を行い、更なる省エネ効果を生むための運用改善の提案を含む省エネ診断結果報告書を作成し、提出する。

省エネ診断実施機関は報告書作成後、S I Iに対し、完了報告書、省エネ診断結果報告書（写し）、及び診断費用と交通費等の精算に必要な書類の提出を行う。

2. 業務委託契約

S I Iは、省エネ診断の実施機関として申請のあった事業者のうち、S I Iが定める要件を満たした事業者を省エネ診断実施機関とする。省エネ診断実施機関は、S I Iと業務委託契約を締結する。

3. 業務内容

業務内容は3-1から3-6の通りとする。

3-1. 省エネ診断実施前の研修

省エネ診断実施機関は、省エネ診断の実施前に、専門家にS I Iが実施する研修又はeラーニングを受講させること。

- 申請書類の別紙4「管理責任者情報」に記載の専門家は、必ず研修会に参加すること。
- 研修会参加以外の専門家は、eラーニングを受講すること。省エネ診断を行う専

門家は、省エネ診断実施計画書の提出前に、必ずeラーニングの受講を終えていること。

- 管理責任者等が研修を受講するための交通費等の実費は、S I Iが定める旅費規程に準じて支払う。

3-2. 省エネ診断の対象

S I Iは、補助事業者の事業内容及び地域等の特性を考慮して、省エネ診断を依頼する省エネ診断実施機関を選定する。S I Iは、省エネ診断実施機関に対し、省エネ診断を実施する補助事業者のリストを送付する。

S I Iが依頼した省エネ診断について、省エネ診断実施機関は原則、対応すること。ただし、やむを得ない理由で対応が困難な場合は、S I Iに相談すること。

3-3. 補助事業者と事前調整

省エネ診断実施機関は、S I Iから省エネ診断の依頼を受けた後、省エネ診断の実施対象となる補助事業者に連絡し、省エネ診断の実施に向けたスケジュール調整等を行うこと。また、実施日、実施する専門家名、行程、実施概要を記した省エネ診断実施計画書を作成し、省エネ診断実施日の2週間前までにS I Iへ提出すること。

なお、補助事業者と実施に向けたスケジュール調整中に、補助事業者の事由により実施中止が生じる場合がある。

3-4. 省エネ診断の実施

省エネ診断実施機関の管理の下、原則、専門家2名が補助事業の実施場所を訪問し、設備の使用状況等のヒアリングを行い、省エネ診断を実施すること。なお、S I Iの指定に基づき、専門家を1名とする場合がある。

省エネ診断実施機関は、別途配布する省エネ診断実施マニュアル等を参照し、以下の事項を含めて省エネ診断を実施すること。

- ① 現状把握の為、設備の使用状況等についてヒアリング（補助事業者が抱える顕在的な課題だけでなく、潜在的な課題も抽出する努力をすること）。
- ② ヒアリング内容、計測データ等を基に設備の使用状況やエネルギー使用量を確認。
- ③ 必要に応じて、補助対象設備や他の設備について追加の計測を実施。
- ④ ヒアリング内容、計測データ等を基に、主に設備の運用改善による省エネの提案。
- ⑤ その他、以下の点についての省エネの提案。
 - 工場・ビル等における燃料や電気の使い方に関する事項
 - エネルギー使用の合理化につながる適切な設備管理、保守点検に関する事項
 - エネルギーロスに関する事項
 - 温度、湿度、照度等の適正化に関する事項

3-5. 診断結果の報告

省エネ診断実施機関は、診断結果及び運用改善等の提案を省エネ診断結果報告書として取りまとめ、省エネ診断終了後30日以内又は平成31年2月14日(木)(17時必着)のいずれか早い日までに補助事業者に提出すること。

診断結果報告書は、以下の構成要素を充足していること。

I. 省エネルギー診断結果総括

エネルギー管理状況について

年間エネルギー使用量、及び構成・特徴

II. 省エネルギー診断結果詳細

月別エネルギー使用量とグラフ

月別電力使用量とグラフ

時刻別電力使用量とグラフ

改善提案（総括と提案一覧）

<診断結果の報告書作成時の留意点>

- エネルギー使用量は事業所の実態を踏まえて合理的に算出されていること。
- 計算に用いる数値は、根拠が明確であり再検証可能であること。
- 運用改善提案は、事業所を総合的に診断した上で行うこと。
- 提案が具体的であり、容易に検討が可能であること。
- 補助事業者が継続的に実施可能な提案内容であること。
- 専門用語や略称は極力避け、平易な文章での説明を心がけること。

3-6. 省エネ診断完了報告

省エネ診断実施機関は、補助事業者に対して診断結果報告が終了した後、S I Iへ省エネ診断完了報告を行うこと。S I Iに対し、完了報告書、省エネ診断結果報告書（写し）、及び診断費用と交通費等の精算に必要な書類の提出をもって、省エネ診断完了報告とする。

なお、省エネ診断完了報告は、省エネ診断終了後30日以内又は平成31年2月14日(木)(17時必着)のいずれか早い日までに行うこと。

4. 省エネ診断費用

- ① 省エネ診断費用は、省エネ診断1件につき以下の金額とする。
- 専門家2名の場合…57万3千円（税込）
 - 専門家1名の場合…35万9千円（税込）
- ※ 上記の金額には、管理費・諸経費を含む。
- ※ 原則、省エネ診断は専門家2名で実施するが、S I Iの指定に基づき、専門家を1名とする場合がある。
- ※ 補助事業者の求めがある場合は、S I Iと調整の上、省エネ診断結果を携行し、事業実施場所で補助事業者の説明を行う。この場合の説明の実施費用は6万円（税込）とする。
- ② 交通費及び宿泊費は、S I Iが定める省エネ診断の旅費規程に準じて実費を支払う。

5. その他

- 省エネ診断の実施の際、S I Iが立ち会う場合がある。
- 省エネ診断の進捗状況について、国又はS I Iが中間報告を求めた場合、円滑に対応すること。
- 省エネ診断完了報告書又は補助事業者からの情報等により、適切な省エネ診断が実施されていないとS I Iが判断した場合、当該省エネ診断に係る費用について精算を行わない場合がある。
- 省エネ診断結果の内容は原則、公表できること。ただし、補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれがある部分については公表しない。
- 本事業に係る資料（申請書類、S I I発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、本事業の契約終了の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存すること。

以上